

騒音等に係る告示の一部改正の概要（30年4月1日改正）

① 騒音規制法に基づく騒音について規制する地域の指定等について
（上市町、立山町、入善町、朝日町の区域）

<改正前>

第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域												
<table border="1"> <tr> <td>第1種低層住居 専用地域</td> </tr> <tr> <td>第2種低層住居 専用地域</td> </tr> </table>	第1種低層住居 専用地域	第2種低層住居 専用地域	<table border="1"> <tr> <td>第1種中高層住 居専用地域</td> </tr> <tr> <td>第2種中高層住 居専用地域</td> </tr> <tr> <td>第1種住居地域</td> </tr> <tr> <td>第2種住居地域</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> </tr> </table>	第1種中高層住 居専用地域	第2種中高層住 居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	<table border="1"> <tr> <td>近隣商業地域</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> </tr> </table>	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	<table border="1"> <tr> <td>工業地域</td> </tr> <tr> <td>工業専用地域※</td> </tr> </table> <p>※工業専用地域は 境界線から工業専 用地域内へ50mの 範囲内に限る。</p>	工業地域	工業専用地域※
第1種低層住居 専用地域															
第2種低層住居 専用地域															
第1種中高層住 居専用地域															
第2種中高層住 居専用地域															
第1種住居地域															
第2種住居地域															
準住居地域															
近隣商業地域															
商業地域															
準工業地域															
工業地域															
工業専用地域※															
規制基準（特定工場等） 昼間：45dB 朝夕：40dB 夜間：40dB	規制基準（特定工場等） 昼間：55dB 朝夕：45dB 夜間：40dB	規制基準（特定工場等） 昼間：65dB 朝夕：60dB 夜間：50dB	規制基準（特定工場等） 昼間：70dB 朝夕：65dB 夜間：63dB												
基準日 平成24年4月1日															

※規制基準については、学校の立地等によっては上記によらない場合があります。

※特定建設作業に伴う規制基準については省略

<改正後>

第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域													
<table border="1"> <tr> <td>第1種低層住居 専用地域</td> </tr> <tr> <td>第2種低層住居 専用地域</td> </tr> <tr> <td>田園住居地域</td> </tr> </table>	第1種低層住居 専用地域	第2種低層住居 専用地域	田園住居地域	<table border="1"> <tr> <td>第1種中高層住 居専用地域</td> </tr> <tr> <td>第2種中高層住 居専用地域</td> </tr> <tr> <td>第1種住居地域</td> </tr> <tr> <td>第2種住居地域</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> </tr> </table>	第1種中高層住 居専用地域	第2種中高層住 居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	<table border="1"> <tr> <td>近隣商業地域</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> </tr> </table>	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	<table border="1"> <tr> <td>工業地域</td> </tr> <tr> <td>工業専用地域※</td> </tr> </table> <p>※工業専用地域は 境界線から工業専 用地域内へ50mの 範囲内に限る。</p>	工業地域	工業専用地域※
第1種低層住居 専用地域																
第2種低層住居 専用地域																
田園住居地域																
第1種中高層住 居専用地域																
第2種中高層住 居専用地域																
第1種住居地域																
第2種住居地域																
準住居地域																
近隣商業地域																
商業地域																
準工業地域																
工業地域																
工業専用地域※																
規制基準（特定工場等） 昼間：45dB 朝夕：40dB 夜間：40dB	規制基準（特定工場等） 昼間：55dB 朝夕：45dB 夜間：40dB	規制基準（特定工場等） 昼間：65dB 朝夕：60dB 夜間：50dB	規制基準（特定工場等） 昼間：70dB 朝夕：65dB 夜間：63dB													
基準日 平成30年4月1日 （※この時点での用途地域の区分に於いて規制が適用されます。）																

※上記は、**平成30年7月1日から施行**されます。

※規制基準については、学校の立地等によっては上記によらない場合があります。

※特定建設作業に伴う規制基準については省略

② 振動規制法に基づく地域の指定等について
(上市町、立山町、入善町、朝日町の区域)

<改正前>

第1種区域		第2種区域(1)	第2種区域(2)
第1種低層住居専用地域	第1種住居地域	近隣商業地域	工業地域
第2種低層住居専用地域	第2種住居地域	商業地域	
第1種中高層住居専用地域	準住居地域	準工業地域	
第2種中高層住居専用地域			
規制基準 (特定工場等) 昼間：60dB 夜間：55dB		規制基準 (特定工場等) 昼間：65dB 夜間：60dB	規制基準 (特定工場等) 昼間：70dB 夜間：65dB
基準日 平成24年4月1日			

※規制基準については、学校の立地等によっては上記によらない場合があります。

※特定建設作業に伴う規制基準については省略

<改正後>

第1種区域		第2種区域(1)	第2種区域(2)
第1種低層住居専用地域	第1種住居地域	近隣商業地域	工業地域
第2種低層住居専用地域	第2種住居地域	商業地域	
第1種中高層住居専用地域	準住居地域	準工業地域	
第2種中高層住居専用地域	田園住居地域		
規制基準 (特定工場等) 昼間：60dB 夜間：55dB		規制基準 (特定工場等) 昼間：65dB 夜間：60dB	規制基準 (特定工場等) 昼間：70dB 夜間：65dB
基準日 平成30年4月1日 (※この時点での用途地域の区分に応じて規制が適用されます。)			

※上記は、**平成30年7月1日から施行**されます。

※規制基準については、学校の立地等によっては上記によらない場合があります。

※特定建設作業に伴う規制基準については省略

③ 悪臭防止法に基づく規制地域の指定等について
(上市町、立山町、入善町、朝日町の区域)

<改正前>

工業専用地域	その他の用途地域	
工業専用地域	第1種低層住居専用地域	近隣商業地域
	第2種低層住居専用地域	商業地域
	第1種中高層住居専用地域	準工業地域
	第2種中高層住居専用地域	工業地域
	第1種住居地域	
	第2種住居地域	
	準住居地域	
規制基準 (省略)	規制基準 (省略)	
基準日 平成24年4月1日		

<改正後>

工業専用地域	その他の用途地域	
工業専用地域	第1種低層住居専用地域	近隣商業地域
	第2種低層住居専用地域	商業地域
	第1種中高層住居専用地域	準工業地域
	第2種中高層住居専用地域	工業地域
	第1種住居地域	
	第2種住居地域	
	準住居地域	
	田園住居地域	
規制基準 (省略)	規制基準 (省略)	
基準日 平成30年4月1日 (※この時点での用途地域の区分に応じて規制が適用されます。)		

※上記は、平成30年7月1日から施行されます。